

## 東京医療保健大学大学院千葉看護学研究科 教務委員会規程

### (設置)

第1条 東京医療保健大学千葉看護学研究科における教育の質的向上を図るとともに、教育全般についての企画・運営・実施及び学生の教育支援を行うために、千葉看護学研究科教務委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、大学ならびに学部ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに則り、教育の質保証と向上のため、教育課程、授業運営、成績評価、教育環境整備等に関する検討を行う。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 千葉看護学研究科運営会議において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 千葉事務部長
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 履修既定に関する事項
- (3) 単位の認定・付与に関する事項
- (4) 学生の教育支援に関する事項
- (5) その他、教務に関する事項

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

### (議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し議長となる。

### (事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部で行う。

### (開催日)

第8条 委員会は、委員長が招集する日に開催する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。